

第2巻第4号<通巻5号> 平成4年7月15日発行

ISSN 0917-821X

緑の地球

05

Vol.2-4



財団法人国際緑化推進センター

JICA、タイとインドネシアで新プロジェクトを開始

国際協力事業団（JICA）では、平成4年度に7件の新規プロジェクト事業を計画しているが、うち2件に着手した。

ひとつは、タイ国東北部の造林普及計画。タイは、近年経済発展が著しいが、人口増加にともなう木材需要が増大すると同時に、森林の耕地化や過度の焼畑移動耕作などにより森林が急速に減少している。とくに東北部では危機的な状況で、森林

の減少から土壌浸食の問題が多発し、基幹産業である農業に深刻な影響を与え、住民の生活を脅かしている。

今回のプロジェクトは、同国からの要請に応え、東北タイにおける環境復旧と地域住民の生活向上のため苗木生産・管理技術の普及、住民による造林事業など社会林業的技術協力を中心に行なう。協力期間は1992年4月から5年間、実施場所は

マハサラカム。タイ側の関係機関は、農業・協同組合省と王室林野局。

もうひとつは、インドネシア共和国での林木育種計画である。同国では、いまだ天然林依存の採取林業が主力であるところから、人工育成林への転換を目指し、440万ヘクタールにおよぶ壮大な産業造林を計画している。産業造林には、その第一歩として、遺伝的に優れた種苗を安定的に生産、確保することが必要と

なる。そこでインドネシア政府は1989年にわが国に対し林木育種の技術協力を要請していた。

今回のプロジェクトはその要請に応えるもの。主要造林樹種の優良種子源の開発、造成、評価、種子生産など育種に関する技術開発などに協力する。協力期間は、1992年6月から5年間で、実施場所は、ジョグジャカルタ。インドネシア側の関係機関は、林業省造林緑化局。

地に足の着いた海外林業協力を計画しているわが国のNGO

海外林業協力活動を行なっているわが国の主要4NGOの今年度の事業計画がほぼ出そろった。今年は、UNCEDも開催された国際環境年であり、国際緑化のムードが盛り上がっている。しかし、各NGOの計画をみると地道な活動を継続的にこなしていく印象が強い。

まず、オイスカ産業開発協力団であるが、アジア各国に学校林を育成しようという「子供の森」計画事業はいよいよ本格化し予算規模約1億万円、8か国150校を対象とする。

このほか、フィリピンでの植林支援事業（ミンダナオ、パラワン・予算約1920万円）、バングラデシュ・マンダローブ植林事業（同1932万円）、インドネシア・マンダローブ植林事業（同1990万円）、ネパール植林事業（同1095万円）、タイ植林協力事業（同1295万円）などの事業を計画している。予算総額は2億1258万円にのぼる。

日本沙漠緑化実践協会は、沙漠緑化実践事業を中国内蒙古自治区砂漠、包头市郊外、北京市順義県、寧夏回族自治区トウチン砂漠、アフリカ（ナイル川周辺砂漠）を現地活動として実践するほ

漢において予算4290万円を実施するほか、「緑の協力隊」派遣事業（予算500万円）、「沙漠緑化リーダー養成塾」派遣事業（同350万円）、海外研修生の受入れ事業（同100万円）を計画している。また、国内実践事業として葛種子収集、メタセコイア普及などを行なう。予算総額は8010万円。

サヘルのは、マリ共和国における砂漠化防止と地域住民の生活安定化のための、植林、農業技術協力などによる支援活動（トンブクトゥ州、モプティ州）を現地活動として実践するほ

か、国内活動として身の回りの環境問題と取り組む活動（牛乳パック回収運動など）を実施する。総予算額は、3360万円。

NGO活動推進センターでは、各NGO間のネットワークと協力関係の促進活動のなかで国際的植林および森林保護に携わるNGO関係者懇談会を開催するほか、昨年炭炭の会と共同で実施したインドネシアにおける製炭技術移転事業のフォローアップなどを行なう計画だ。

「2000年目標」に一步前進、カメルーンITTO理事会

5月6日より14日まで、カメルーンのヤウンデ市で、国際熱帯木材機関（ITTO）の第12回理事会が開催され、ITTOの西暦2000年目標（この年までに持続可能な経営が行われている森林から生産されている木材のみを貿易の対象とする）に向けて一歩前進する動きが見られた。

2000年目標については、達成のために必要な資金を各生産国が早急に見積りITTO事務局長に提出し、11月に横浜で開催される第13回理事会で討議することとした。

また、専門家会合で作成された持続的経営のための具体的基準（指標）を採択したが、生産国はこれを国レベル、経営計画区レベルで適用を促進することとし、実証展示するフィールドを設定することとした。消費国はこの実証展示のための資金を提出することとした。

スレポルト（推進計画）を日本をはじめ10カ国が発表した。今回の理事会ではすべての生産国・消費国が報告することとなった。このほか、2000年目標達成の活動を促進するためにワシントン条約とITTOの連係強化も決められた。

ITTOのプロジェクトとして、今回あらたに22件が採択された。日本提案のプロジェクトには、「熱帯林経営と利用に関する技術移転のため

オイスカ、今秋、バングラデシュでマンダローブ植林を開始

日本最大のNGOであるオイスカ産業開発協力団（中野良子会長）が、例年サイクロン被害に襲われているバングラデシュのベンガル湾東海岸で、大規模なマンダローブ植林に取り組みすることになった。

バングラデシュでは、昨秋もベンガル湾沿岸を中心にサイクロンによる大規模な被害が出ている。NHKの調査では、マンダローブ林が保たれていた沿岸集落においては大きな被害はほとんどなく、林が失われて無防備状態の村落に被害が集

中していると報告されている。

今回植林予定地のチッタゴン省バシカリ群サヌア村でも、高潮の直撃により全住民の25%にあたる2、500人が死傷あるいは行方不明となり、家畜の80%が失われた。かつては、この地域も沿岸一帯にマンダローブ林が密生し、防風林、護岸の役割を果たしていた。しかし、エビの養殖のためや燃料、コンピュタ用紙の原料として伐採しつくされている。サイクロン被害後、地域住民は、「マンダローブは神様」とマンダ

ローブ林を再評価するようになり、地域社会に人為的な自然破壊への反省が広まっているという。

オイスカは、今年度より10年計画で600ヘクタールのマンダローブの再造林を試みるが、初年度である本年は、管理センターの建築、苗床の整備、苗木育成を行ない、10ヘクタールに10万本のマンダローブを植林する予定。すでに6月より管理センターに日本から2人、現地から10人の職員が常駐し、育苗を開始している。

●目次●

国際緑化ニュース	1
UNCED総括	3
森林原則声明(全文)	6
わが国の海外林業協力予算	9
ワールドレポート〈アマゾン〉	11
センターの活動	13
その他の情報	13
基金へのご協力	14
センターの平成4年度事業計画	14

森林における最初の世界的合意を達成

今世紀最大の国際会議

さる6月3日より14日まで、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで行なわれた国連環境開発会議（UNCED）は、マスコミにより「地球サミット」として連日大々的に報道された。世界から約170カ国の政府代表団と元首、首相クラスの首脳約110人が参加したこの会議は、まさしくその表現されるふさわしい今世紀最大の国際会議であったといえる。

この会議は、1972年ストックホルムで開かれた国連人間環境会議から20年ぶりに開催された環境に関する世界会議である。88年の国連総会で開催が決まり、2年半にわたって事務局による準備が進められた。各国が参加した準備会議も4回開かれた。

ストックホルム会議のキーワードは「かけがえのない地球」であったが、リオ会議のそれは「持続可能な開発（Sustainable Development）」

である。その主要課題は、環境保全と経済発展をどのように調和させて行くか、また、開発途上国に対する先進国からの財政・技術支援の合意形成であった。そのなかで森林問題は最重要課題のひとつに位置付けられていた。

資源の主権と開発の責任を 確認したリオ宣言

会議は、最終的に①環境と開発に関するリオ・デ・ジャネイロ宣言、②アジェンダ21、③森林原則声明——を採択し、④気候変動枠組み条約（地球温暖化防止条約）、⑤生物多様性条約——に多数の国が署名した。なかでも「森林原則声明」は、森林に関する初めての世界的合意である。リオ宣言は、地球環境と開発の調和をコンセプトとする原理原則であり、前文と27の基本原則からなっている。

前文で「われわれの家である地球

の不可分性、相互依存性を認識し」

と謳い、地球環境の一体性を強調、第1原則で「人類は、持続可能な開発の関心の中心にある。人類は、自然と調和しつつ健康で生産的な生活を送る権利がある」と、環境基本権を打出している。また、自国の資源に対する主権を認めつつ開発に関する責任を確認した。その骨子は次のようなものである。

- 一、各国は自国の資源を開発する権利を持つ。
- 一、各国は自国の管轄権の限界を越えて環境に害を与えないようにする責任がある。
- 一、各国は効果的な「環境法」を制定しなければならない。
- 一、各国は持続可能でない生産、消費様式を変革し、適切な人口政策をとるべきである。

——この宣言は、われわれの世代が、地球を生存可能な環境で次代に残すために行なわなければならない原則を提示したといえる。

行動計画であるアジェンダ21

リオ宣言を実行するための行動計画を策定したのが「アジェンダ21」である。

アジェンダ21は、大気保全、砂漠化防止、森林問題、技術移転、資金協力など40章からなり、各国の政府、国民、企業が実行すべき具体的な対策を列挙した。

その資金面においては、わが国が現在年間約1000億円規模で行っている環境分野におけるODAを倍増し今後5年間に1兆円規模にする」と表明したのをはじめ、先進各国が増額の支援策を発表した。しかし、アジェンダ21では「アジェンダ21の基で行われる関連活動の合意された増加的な費用は、世界銀行に設けられている地球環境基金（GEF）が賄う」というあいまいな表現になり、先進国のODAをGNPの0.7%に増額するという国連決議は再確認されたものの時期は明記されなかった。

た。資金問題では、途上国と先進国の乖離は埋らず最後までもたついた。

アジェンダ21の森林に関する項目の概要は別項の通りである。ここでは、世界のすべての森林で持続的経営が達成されるように4つの分野についての計画を明らかにしている。実現困難とみえる内容もあるが、地球環境を保全するためには、どうしても実行しなければならぬことばかりである。

価値のある森林原則声明

「森林原則声明」は、リオ宣言の精神にそって、世界の森林に関する原則を確認したものである。「法的拘束力はないものの権威あるもの」とされた。前文と15条の原則からなっ

ている。

森林に関しては、とくに開発途上国での減少が問題視されているが、欧米の先進諸国は、開発による森林破壊の歯止めを「条約」という形で義務付けたいという意向が強かった。これに対して途上国側は、開発に対する制約を嫌った。また、森林の減少は、産業革命以来の先進国の責任で行なわれるべきであると主張した。声明は、この両者の対立点を削り、妥協できるぎりぎりの線でまとめたものである。

実は、これに関してわが国が両者のパイプ役として精力的に働き探択にこぎつけたという背景がある。小澤林野庁長官は、現地とくにステートメントを発表し、森林に関して初めて世界的合意に達したことを高く評価すると同時に、「われわれの主張が反映された内容で合意されたことに満足している」と述べている。

「法的拘束力はないものの権威あるもの」という言葉は、条約への発展を示唆すると同時に、あくまでも原則であり開発に関して制約を受けなという玉虫色を帯びたものでもある。しかし一方では、「今回合意を得た

森林原則声明は、21世紀、22世紀にも通用する森林の持続的開発に関する真理である。条約以上の価値がある」という評価もある。

森林原則声明の概要は別項の通りであるが、地球環境に果たす森林の役割の認識、世界緑化に向けての努力、炭酸ガス吸収など森林機能の重要性、持続的経営基盤としての市場メカニズムの環境費用・便益の算入の奨励など広範なものとなっている。

森林原則声明をアジェンダ21と合せて読むと、各国は国際協調にかなった森林法や森林計画を持たなければならないことになる。この分野でわが国が貢献できることは多いと見られる。

力をつけたNGO

さて、今回のUNCEDで見逃せないのがNGOの活躍である。期間中、リオには約3万人の外国人が訪れたといわれるが、各国政府関係者、国際機関関係者、報道陣のほか、多くのNGO関係者が165カ国から参加したという。

NGO代表たちは、議決権こそないものの各会議にオブザーバーとし

て参加し、場合によっては発言の機会を与えられた。環境保全活動において、いまやNGOはなくてはならないものとの印象を植え付けた。アジェンダ21でも、とくにNGOの役割強化を一章にとりあげ、NGOへの期待を明らかにしている。

評価はこれからの各国の行動

UNCEDの評価は、いまのところさまだである。だが、世界の首脳が地球環境問題で一堂に会した意義は高く評価できるだろう。また、5年以内にフォローアップ会議を開くことを決めるなど、具体的行動に乏しかったストックホルム会議への反省も買われる。

「緑の地球経営」を提唱する国際緑化推進センター会長の太田佐武郎元外相は、「環境問題は認識する時ではなく、行動する時」と、その緊急性を訴えている。その意味では、今後の各国の行動にリオ会議の真の意義が問われるといつてよいだろう。

*

「森林原則声明」は、その仮訳の全文を次ページ以降に掲載しました。逐条解説・解釈が「熱帯林業」25号（9月発行）に掲載される予定です。

UNCED会場



森林原則声明の概要

(前文)

- 1 原則声明は森林に関する最初の世界的合意であること
 - 2 原則声明の履行に努めること (コミットメント)
 - 3 更なる国際協力との関連で、同原則声明の適切性を常にチェックすること
 - 4 森林の健全な経営と保全が環境全体にとって重要であることの認識
- (原則)
- 1 森林問題の総合性 (社会経済発展の権利、環境等) への認識及び総合資源 (種の多様性、文化等) としての認識
 - 2 森林を利用する主権的権利と責任の確認
 - 3 森林の保全及び持続的経営管理が基本。そのため――

アジェンダ21 (森林) の概要

- 1 森林に関するアジェンダ21は、全ての種類の森林の持続的経営を確保することを目的とし、次の4つの計画分野について、行動の基礎、目的、行動実施手段を明らかにしたもの。なお、期待される資金の規模について括弧書きとする

- ① 環境に調和した技術ガイドラインの必要性
 - ② 保護林やアセスメントの必要性
 - ③ 世界緑化への努力
 - ④ 環境費用を含む森林の外部経済の内部化
 - 4 途上国の持続的経営達成努力への支援
 - ① 対外債務や林産物の市場アクセスの改善
 - ② 新規かつ追加的資金の供与と技術移転
 - ③ 豊富な森林を有する途上国への経済的支援 (保全プログラム)
 - 5 林産物貿易
 - ① 付加価値林産物に対する市場アクセスの提供
 - ② 関税障壁の削減または撤廃
 - ③ 一方的な林産物の使用制限の禁止
- 〔林野庁計画課まとめ〕
- (総額年間25億ドル、内8・6億ドルがODA)
- ・森林関係行政機関の改善・強化
 - ・国家的目標の設定、森林計画の策定
 - ・森林の多様な機能・役割についての普及啓発
 - ・森林教育・訓練の強化、等
 - ② 森林の保全・持続的経営の強化及び荒廃地の緑化

(総額年間100億ドル、内37億ドルがODA)

 - ・造林等による森林地域の拡大
 - ・持続的経営の確立
 - ・保護林制度の創設、拡大
 - ・荒廃地等の再生
 - ・総合植林計画の展開・強化
 - ・焼畑農業への対応
 - ・森林保護対策の強化、等
 - ③ 森林からの財・サービスの効率利用の促進

(総額年間180億ドル、内8・8億ドルがODA)

 - ・投資環境整備等のための研究・分析の実施
 - ・林産物収穫方法の改善
 - ・木材及び非木材加工産業の発展
 - ・ITTOガイドライン等を活用した持続的経営と貿易政策の調和
- 〔林野庁計画課まとめ〕
- ・森林の機能評価の改善、等
 - ④ 森林及び関連計画の作成・評価能力の確立及び強化

(総額年間7・5億ドル、内2・3億ドルがODA) (加えて国際協力として総額年間7・5億ドル、内5・3億ドルがODA)

 - ・森林の評価及び定期的再評価の実施
 - ・森林計画等の定期的見直しシステムの確立
 - ・森林と炭素吸収、気候変動等との相互関係の研究の実施、等
 - 2 各計画分野の行動に関連する情報の収集・整備の必要性及び国際社会による技術協力等の必要性、並びにFAO、ITTO、UNEP等の関連国際機関の強化と強調 (含むITTA再交渉への支持)。
 - 3 森林条約問題については、「原則声明の実施を踏まえつつ、国際協力を促進するため、すべての種類の適切な国際的に合意されたアレンジメントの必要性や実現可能性を考慮すること」とされた。「条約」の文書を使用せず、「アレンジメント」でニュアンスを持たせた。

全ての種類の森林の経営、保全及び持続的開発に関する世界的合意のための法的拘束力のない權威ある原則声明

(A/CONF.151/6/Rev.1 of 13 June 1992) 仮訳

I 前文

- (a) 森林問題は、持続可能なベースでの社会・経済発展への権利を含む環境と開発の問題及び機会の全ての領域と関連する。
- (b) これらの原則の目的は森林の経営、保全、持続的開発の達成に貢献し、森林の多様な補完的な機能及び利用を可能とすることにある。
- (c) 森林問題及び諸機会は、慣行使用を含む森林の多様な機能及び利用、利用が抑制或は制限される際にありうる経済・社会的ストレス及び持続的森林経営がもたらす開発の潜在力を考慮しつつ、環境と開発の総合的文脈の中で全体的かつ均衡のとれた方法で検討されるべきである。
- (d) これらの原則は、森林に関する最初の世界的合意を反映するものである。これらの原則の迅速なる実施のコミットに際し、各国は森林問題に関する更なる国際協力との関係で、同原則の適切さを常に評価していくことを決定する。
- (e) これらの原則は南方、寒帯、亜温帯、温帯、亜熱帯及び熱帯を含む全ての地理的区域・気候区分内にある天然及び人工の森林に適用されるべきである。
- (f) 全てのタイプの森林は、人類の必要を充足させる資源と環境的価値を供給する現在及び将来の能力の基礎である複雑で固有の生態学的プロセスを有しており、従って、その健全な経営と保全は森林の存する国家の関心事であり、地域社会及び環境全体にとって価値を有する。
- (g) 森林は経済発展及び全ての形態の生命の維持にとってかけがえのないものである。
- (h) 森林の経営、保全及び持続的開発の責任は多くの国において連邦・中央政府、州・地域・地方自治体に分割されていることを認識しつつ、それぞれの国は、その憲法或は法律に従い、政府の適切なレベルでこれらの原則を追究すべきである。

II 原則／要素

- 1 (a) 各国は国連憲章と国際法の原則に従い、自国の環境政策に沿って資源の開発を行う主権を有し、その管轄権の及ぶ範囲での活動が他の国家や管轄権外の地域の環境への被害を与えない責任を有する。
- (b) 森林保全と持続的開発と関連する利益の達成のための合意された全ての増加的費用は拡大された国際協力を必要とし、国際社会によって公正に分担されるべきである。
- 2 (a) 国家はその開発の必要及び社会・経済発展のレベルに従い、また、総合的社会経済開発計画の中で合理的な土地利用政策に基づく他の用途への転用を含む、持続的な開発及び法制度に合致した国家政策に基づき森林を利用、経営、開発する主権的かつ不可侵の権利を有する。
- (b) 森林資源及び林地は、現在及び将来の世代の社会的、経済的、生態学的、文化的、精神的な人類の必要を満たすため持続的に経営されるべきである。これらの必要は、木材、木製品、水、食糧、飼料、医薬品、燃料、住居、雇用、余暇、野生生物の生息地、景観の多様性、炭素の吸収源と貯蔵源のような森林の財とサービス、及び他の林産物に対するものである。森林の全ての多様な価値を維持するため、森林を大気を介する汚染を含む汚染、火災、害虫、病気による悪影響から保護するための適切な措置がとられるべきである。
- (c) 森林と森林の生態系に関する時宜を得た正確かつ信頼しうる情報の提供は一般の理解と見識ある政策決定に不可欠であり、確保されるべきである。
- (d) 政府は国の森林政策の策定、実施、発展に際して、地域社会、先住民、産業界、労働者、NGO、個人、森林居住者及び女性を含む関心を有する者の参加を促進し、機会を提供すべきである。
- 3 (a) 国の政策と戦略は森林と林地の経営、保全、持続的な開発のための制度とプログラムの強化発展を含む、一層の努力のための枠組みを提供すべきである。
- (b) 国際的制度上の手当は、既存の機関及びメカニズムを基礎として、適切な

- な形で、森林分野の国際協力を促進すべきである。
- (c) 森林と林地に関連する環境保護と社会・経済発展の全ての側面は統合され、包括的なものであるべきである。
- 4 地方、国、地域、地球レベルの生態系の過程及びバランスを維持する上で果たす全ての種類の森林の極めて重要な役割が、特に脆弱な生態系、流域、淡水資源の保護、生物多様性及び生物資源の宝庫及びバイオテクノロジー生産物のための遺伝資源の源泉としての役割及び光合成を通じて、認識されるべきである。
- 5 (a) 国の森林政策は、先住民とその共同体、その他の森林居住者の独自性、文化及び利益を認識し正当に支援するとともに、その権利を尊重すべきである。これらのグループが森林利用に経済的利害関係を保有し、経済活動を行い、適正な水準の生計及び厚生、文化的独自性、社会的組織を達成・維持するための適切な条件づくりが、特に、森林の持続的経営のインセンティブとしての土地所有制度等を通じて、促進されるべきである。
- (b) 森林の経営、保全、持続的な開発の全ての側面における女性の十全な参加が積極的に推進されるべきである。
- 6 (a) 全ての種類の森林は、特に途上国において、再生可能な生物エネルギー資源の提供を通じてエネルギー需要を満たす重要な役割を果たしており、家庭及び産業用燃料材の需要は持続的森林の経営と造林及び再造林により満たされるべきである。この目的のため、燃料と産業用木材供給のため郷土樹種及び導入樹種の植林が寄与する潜在力が認識されるべきである。
- (b) 国の政策及び計画は、森林の保全、経営及び持続的開発と林産物の生産、消費、再利用及び／或は最終処分との間の関係が存在する場合には、その関係を考慮すべきである。
- (c) 森林資源の経営、保全及び持続的開発にかかる決定は、実行可能な範囲において、森林の財とサービスの経済的・非経済的価値及び環境的費用と便益の包括的な評価から被益すべきである。そのような評価の手法の開発と改善が促進されるべきである。
- (d) 人工林及び恒常的農作物の再生可能なエネルギー及び工業原料の持続可能な環境上健全な源泉としての役割が認識され、向上され、促進されるべきである。生態学的過程の維持、一次林／原生林への圧力の相殺及び地域住民の適切な関与の下での地域の雇用と開発に対する人工林及び恒常的農作物の貢献が認識され増進されるべきである。
- (h) 国の政策は、諸活動が重要な森林資源に重大な悪影響を及ぼす恐れがある場合、そしてその活動が権限のある国の当局の決定に服する場合には、環境影響評価が行われることを確保すべきである。
- 9 (a) とりわけ先進国への資源の純移転によって状況が悪化している場合の対外債務、及び林産物、特に加工林産物に対する市場アクセスの改善を通じて少なくとも森林の再生価値を実現する問題の重要性を考慮しつつ、途上国が自らの森林資源の経営、保全、持続的な開発を強化するための努力が国際社会によって支援されるべきである。この関連で、市場経済への移行過程にある諸国に対しても特別の注意が払われるべきである。
- (b) 森林資源の保全及び持続的利用を達成するための努力に障害となる諸問題及び、森林及びその資源に経済・社会的に依存している地域住民、とりわけ都市貧困層、農山村貧困層にとって代替的な選択肢が事実上欠けていることに起因する諸問題の解決のため、政府及び国際社会による取り組みが行われるべきである。
- (c) 全ての種類の森林に関する国の政策形成は、森林部門以外の影響要因によって森林の生態系及び資源に加えられる種々の圧力及び需要を考慮するべきであり、これらの圧力及び需要に対処するための横断的手段が探究されるべきである。
- 10 拡大造林、再造林及び森林の消失と森林及び土地の劣化との戦い等を通じ、途上国がその森林資源を持続的に経営、保全、開発することを可能とするために、新規かつ追加的な資金が途上国に提供されるべきである。
- 11 特に途上国が内在能力を向上させ、森林資源をよりよく経営、保全、開発することを可能とするため、アジェンダ21の関連規定に従いつつ、相互に合意されて、譲許的で特惠的な条件によるものを含む、有利な条件における環境上健全な技術と対応するノウハウへのアクセス及び技術の移転とが適切に、促進され、助長され、資金を供与されるべきである。
- 12 (a) 関連する生物学的、物理的、社会的、経済的要因と技術開発及びそれらの森林の持続的経営、保全、開発の分野への適用を考慮に入れつつ国の機関によって行われる科学的研究、森林の調査、評価は、国際協力を含む効果的な方法により強化されるべきである。この関連で、持続的に収穫される非木質生産物に関する調査・開発にも注意が向けられるべきである。
- (b) 森林及び森林経営の教育、訓練、科学、技術、経済学、人類学、及び社会的側面に関する国家的、そして適当な場合における、地域的及び国際的な制度的能力は森林の保全と持続的開発にとって必要不可欠であり、強化されるべきである。
- (c) 森林及び森林経営に関する調査と開発の成果についての国際的情報交換が、民間部門を含む教育訓練機関を最大限活用しつつ、適切に、強化、拡大されるべきである。
- (d) 森林の保全と持続的開発に関する適切な地元固有の能力及び地域の知識が制度的、財政的支援を通じて、関係する地域社会の人々の協力のもとに、認識、尊重、記録、発展され、また、適切な方法で、諸プログラムの実施に取り入れられるべきである。従って、地元固有の知識の利用から生じる利益はその土地の人々と衡平に分ち合われるべきである。
- 13 (a) 林産物の貿易は、国際貿易法規及び諸慣行と合致し非差別的かつ多国間で合意された規律及び手続きに基づくべきである。右に関連して、林産物の開かれた自由な国際貿易が促進されるべきである。
- (b) 生産国が再生可能な森林資源をよりよく保全、経営することを可能とするため、付加価値の高い林産物に対する関税障壁及びよりよい市場アクセスと価格の提供に対する障害の削減または撤廃、及びそれらの産品の地元における加工が奨励されるべきである。
- (c) 森林の保全と持続的な開発を達成するため、市場の力学とメカニズムへの環境的費用と便益の算入が国内的にも国際的にも奨励されるべきである。
- (d) 森林保全と持続的開発政策は、経済、貿易、その他関連政策と統合されるべきである。
- (e) 森林の劣化につながり得るような財政政策、貿易、産業、運輸、その他の政策及び慣行は避けられるべきである。適切な場合にはインセンティブを含む森林の経営、保全及び持続的開発を目的とする適切な施策が奨励されるべきである。
- 14 長期的森林の持続的経営を達成するため、木材及び他の林産物の国際貿易を制限かつ／或は禁止するための、国際的な義務や取り決めと両立しない一方的措置は除去または回避されるべきである。
- 15 汚染物質、特に酸性降下物の原因となるものを含む大気を介する汚染物質は、森林生態系の健康にとって、地方的、国家的、地域的、地球的レベルで有害であるので規制されるべきである。
- ※注：この訳文は6月19日現在のもので最終的なものではありません。
- (e) 天然林も財とサービスの源泉であり、その保全、持続的経営及び利用が促進されるべきである。
- 7 (a) 全ての国において森林の持続的かつ環境上健全な経営に資する支援的国際経済環境を促進する努力、なかでも持続的な生産消費パターンの促進、貧困の撲滅と食料確保の促進がなされるべきである。
- (b) 相当量の森林面積を有し、天然林の保護区域を含む森林の保全プログラムを策定する途上国に対して特定の資金が提供されるべきである。この資金は、とりわけ、経済的かつ社会的な代替活動を刺激するような経済部門に向けられるべきである。
- 8 (a) 世界の緑化のための努力がなされるべきである。全ての国、特に先進国は再造林、造林及び森林保全のために、適切に、積極的かつ透明性のある行動を起こすべきである。
- (b) 森林面積と森林生産性を維持、増加するための努力が、非生産的な、劣化した、或は森林が消失した土地における樹木や森林の再生、再造林、再造成及び現存する森林資源の経営を通じて、環境的、経済的、社会的に健全な方法でなされるべきである。
- (c) 特に途上国における森林の経営、保全、持続的開発を目的とした国の政策と計画の履行は、適当な場合には、民間分野を含む、国際的な資金的・技術的協力によって支援されるべきである。
- (d) 森林の持続的経営及び利用は、国の開発政策及び優先順位に従い、また、環境的に健全な国のガイドラインに基づいて行われるべきである。そのようなガイドラインの策定に際しては、関連する国際的に合意された手法と基準とが、適切な方法で適用可能ならば考慮されるべきである。
- (e) 森林経営は、生態系のバランスと持続的生産性を維持するため、隣接する地域の管理と統合されたものであるべきである。
- (f) 森林の経営、保全、持続的開発のための国の政策及び法制は、一次林／原生林と国家的重要性を持った文化的、精神的、歴史的、宗教的その他独自の価値を持った森林を含む生態学上保護可能な代表的かつ独自の森林の保護を含んだものであるべきである。
- (g) 遺伝資源を含む生物学的資源へのアクセスは、森林保有国の主権的権利、及びそれらの森林資源からもたらされるバイオテクノロジー生産物からの技術と利益の相互に合意された条件での共有に対する然るべき配慮とともになされるべきである。

●わが国の平成4年度の海外林業協力予算

地球温暖化やオゾン層の破壊など地球規模での環境問題に世界的な関心が高まっている。森林についても、熱帯林の減少は毎年1700万ヘクタールにおよび、東欧地域での酸性雨被害は深刻な状況となっている。このような中で先頭開催されたUNCEDにおいては、わが国の海外林業協力によりいつその期待が寄せられた。

しかし、森林・林業分野での国際協力の課題はますます高度化・多様化してきている。このような協力要請に添えていくには、必要な技術開発と合わせて、既存の技術の体系化、基礎的技術情報の蓄積を図ることが重要となっている。

わが国の海外林業協力には、外務省管轄の国際協力事業団(JICA)の2国間技術協力と林野庁の独自予算とがある。JICAの予算は100%ODAであり、プロジェクト方式の技術協力である。一方、林野庁予算もその73%がODAであるが、国際緑化推進運動や基礎的調査等が主体であるなど大きな違いがある。ここでは、その双方の平成4年度予算と事業の概要を説明したい。

林野庁 総額で18・8%の伸び

新規事業としてカーボン・シンク、酸性雨調査など

林野庁の平成4年度の海外林業協力予算は、10億280万円で、前年度比18・8%の伸びとなった。林野庁全体の予算の伸びは3・87%である。

熱帯林の適正な管理を目的として人工衛星情報による森林資源の調査・解析、情報の提供などを行う「熱帯林の適正な管理を目的として人工衛星情報による森林資源の調査・解析、情報の提供などを行う」熱帯林の適正な管理を目的として人工衛星情報による森林資源の調査・解析、情報の提供などを行う。

新規事業 熱帯林の適正な管理を目的として人工衛星情報による森林資源の調査・解析、情報の提供などを行う。

①カーボン・シンク・プロジェクト推進調査事業

森林を造成することは、地球温暖化を抑制する有効かつ実現可能な手段として認識されており、CO₂の吸収固定を目的とした大規模造林推進についての技術指針の整備が求められている。

そこで、立地条件に適した適木選定などの森林造成技術、環境造林を推進する対象地域の特定、木材の耐久の利用などの調査を行ない、森林・林業を通じたCO₂吸収固定の総合的アプローチの手法、モデル計画策定などを行う。

②海外森林酸性雨被害対策調査事業

酸性雨による森林被害は、先進国のみならず発展の著しい途上国でも顕著になっており、また今後開発途上国でもそのリスクが高いとみられている。

開発途上国における土壌分析や森林の衰退度観測による酸性雨被害の実態把握、被害プロセスの解明などを行ない、開発途上国の条件に対応した被害観測システム、被害対策の確立・適応に関する調査を実行する。

③シニアフォレスター熱帯林保全活動推進会議

JICAへの交付金は平成4年度は7%増額されて1401億5200万円となった。そのうち農林水産業協力事業費は105億円で林業部門は約24億円である。

3年度末に12カ国で17プロジェクトが推進中であつたが、4年度中に7プロジェクトが開始され、5プロジェクトが終了する。

新規事業を見ると、環境造林や社会林業へのシフトがうかがわれる。

JICA 環境造林へシフト

昨年7月にわが国で開催した「シニアフォレスター会議」のフォローアップ会議。「保続的森林施業」「環境造林」「種の保全」の重要課題について

き現地での実践的プログラムの具体的検討を行なう。出席者は、アジア太平洋地域のフォレスターなど約60名。

区 分	平成3年度 予 算 額	平成4年度 決 定 額	対前年 度比
1. シニアフォレスター熱帯林保全活動推進会議開催費*	0	21,150	—
2. 海外林木育種技術協力推進事業*	3,850	14,098	366.2
3. 海外林業開発事業事前調査事業*	5,120	5,120	100.0
4. 砂漠化地域森林復旧技術指針策定調査事業*	33,986	56,430	166.0
5. マングローブ林保全造成基礎調査事業*	9,820	9,820	100.0
6. 熱帯有用樹種更新技術確立調査事業*	46,291	46,291	100.0
7. 熱帯林管理情報システム整備事業(一部*)	300,030 * 212,085 87,945	300,030 * 212,085 87,945	100.0 100.0 100.0
8. 国際緑化推進センター事業(一部*)	147,851 * 24,959 122,892	182,921 * 24,959 157,962	123.7 100.0 128.5
9. 熱帯林産物未利用資源市場開発情報整備事業	25,012	25,012	100.0
10. 熱帯林資源緊急保全技術調査事業*	53,014	53,014	100.0
11. カーボン・シンク・プロジェクト推進調査事業*	0	36,426	—
12. 海外森林酸性雨被害対策調査事業*	0	54,476	—
13. 「緑の地球経営シニアフォレスター会議」の開催*	21,150	0	0
(経済局計上)			
1. FAOフィールドプロジェクト拠出金*	44,993	44,993	100.0
2. ITTO拠出金*	123,034	123,034	100.0
3. 熱帯林保全農林地一併開発計画調査事業*	29,989	29,989	100.0
計	198,016	198,016	100.0
合 計	844,140 * 608,291 235,849	1,002,804 * 731,885 270,919	118.8 120.3 114.9

国 名	林 業
中 国	黄土高原治山技術訓練 福建省林業技術開発 パンタパンガン林業開発
○フィリピン	東北タイ造林普及 造林研究訓練Ⅱ(F/u)
☆タイ	サラワク木材加工研究 サバ造林技術開発訓練(F/u)
☆マレーシア	林業研究(F/u)
○ブルネイ	南スラウェシ治山造林 熱帯降雨林研究Ⅱ
インドネシア	林木育種 森林研究
☆P.N.G.	中央林業開発訓練センター
ミャンマー	林業普及
ネパール	社会林業訓練
○ケニア	キリマンジャロ村落林業
○タンザニア	造林技術開発訓練
☆パナマ	環境保全研究
☆ブラジル	中部パラグアイ森林造成
○パラグアイ	南部パラグアイ林業開発(A/C)
☆ウルグアイ	林木育種
☆チリ	半乾燥地域造林

☆は新規 ○はH4年度中に終了するプロジェクト



●アマゾン

カスタニヤの復元

FOTO 熱帯林 稲葉 一郎

国連の『地球サミット』が開催された南米ブラジルは世界最大のアマゾン熱帯林をかかえるが、このアマゾンの森はいま破壊の進行がもつとも激しい——と世界中から注目されている。

その破壊が目立つアマゾンの西部のアカレ州で、日系人のIBAMA（ブラジル環境・自然再生資源院）アカレ州事務所長の手で森の再生の試みが始まった。

牧場開発などで消失していくブラジルナッツの木、カスタニヤの森を復元しようというもので、いま苗木作りが行われている。これまで破壊の一方通行だったアマゾンでの樹木の再生事業は異例のことである。

アカレ州はブラジルのアマゾンで開発による森林破壊の手が伸びるのがおそかった辺境の州だったが、首都ブラジリアやサンパウロ、リオ地方と結ぶ開発道路BR364号線の開通で70年代後半から、牧畜業者や

材木業者がなだれ込み、BR364号線の沿線の森林は一気に破壊されるようになった。

これまでに州の森林面積153・000平方メートルのうち、6%が破壊された。

破壊に伴い、土地争いによる殺人事件なども多発、とくにアカレ地方の天然ゴム採取人組合指導者で、国連の『グローバル500賞』受賞者のシコ・メンデスが森を守ろうとして、牧場主に暗殺された事件（1988年12月）で、国際的にも有名になった州である。

破壊は89年ごろから下火となっているが、それでも89年に破壊された原生林は23・000ヘクタール、90年は19・000ヘクタール、91年は11・800ヘクタールの原生林が消失した。

消失する無数の樹木の中にはカスタニヤの木がある。カスタニヤはアマゾンの森では貴重な食用のブラジルナッツの実がな

る木である。

カスタニヤは巨木になる樹木で、直径1メートルをこすものはざらで、直幹型の木は樹冠を傘のように広げ、原生林でもひときは目立つ。

実は直径14、5センチ大のソフトボール状の堅果の中にはミカンの房のようなナッツがぎっしり詰まっている。

昔からアマゾンの森の有用樹種のNo.1として、先住のインディオなども「恵みの木」として大事にしてきた。

パラ州内にはインディオが植えたと思われるカスタニヤの森まであるといわれている。

このブラジルナッツはアメリカに輸出され外貨を稼いでおり、生態学者によるとアマゾンの森を牧場にすると、自然のブラジルナッツのみを収穫したほうが収入になるという。

カスタニヤの木は森林法で伐採禁止になっているものの、大面積の森林を伐採、山焼きをする牧場造成で



アマゾンの空にそびえるカスタニヤの巨木。(上)
ソフトボールより大きなカスタニヤの実。
この中にナッツが入っている。(下)

は、伐採しなくても周囲の樹木が切り払われてしまえば生態変化から、結局は枯死してしまう。

また山焼きによって立ったまま幹

が黒焦げとなり、2、3年でやはり立ち枯れる。

アマゾンの牧場地帯を歩くとこうした立ち枯れたカスタニヤの巨木を

破壊された森の中に立つカスタニヤの巨木は黒焦げとなっている。



しばしば見かける。

このままではアマゾンのカスタニヤの木は絶滅してしまうといわれるゆえである。

アマゾン特産のカスタニヤの木を再生しようとしているのはIBAMAアカレ州事務所のアントニオ・パカイヤ・イハラギ所長である。

同所長は名前から分かるように日系ブラジル人である。

母親はペルー移民の日本人。ペルーに生まれ、15年前にブラジルに移住してきた。

IBAMAアカレ州所長になった2年前から、アカレの森の保護に取り組み、減び行くカスタニヤの木の植林を計画、昨年から苗木作りを始めた。

といってもアマゾンではこれまで森は破壊のために存在している——といった考え方がまかり通っている



カスタニヤのタネをまくIBAMAの作業員。

ため、カスタニヤの植林事業などは初めてのケースである。

育苗のノウハウもなく、作業は手探りだ。しかし苗床では今カスタニヤの苗が育っている。

この苗を破壊された森の二次林に植樹する計画。

植林技術もなく、またカスタニヤの生態もまだくわしく分かっていないので、うまく根付くかどうかも疑問だ。

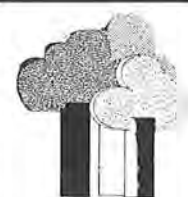
「手探りでやるしかない」とパカイヤ・イハラギ所長は話しているが、アカレ地方には二次林が多いので、なんとか成功させ、土地の有効利用を図りたいといっている。

育苗作業の先頭に立つパカイヤ・イハラギ所長は「日本はとも植林技術が進んでいると聞いている。なんとか日本の技術をカスタニヤの植林に生かせないだろうか。ブラジルは超インフレで、事務所には資金も少ない。日本の協力が得られればアマゾンの森の再生に力が入るのだが……」と訴えている。

一方カスタニヤの植林と共に同所長はやはり絶滅化しているアマゾンのカメと食用魚のタンバキの養殖も計画、現在養殖場の造成も行っている。

カスタニヤの苗木を育てるパカイヤ・イハラギ所長。





センターの活動

グリーンキャンペーンで「緑の地球展」を開催

4月下旬から5月末まで、わかば香新緑のもと全国各地で各種のグリーンキャンペーンが開催されましたが、当センターでは、4月29日の日比谷公園における「みどりの感謝祭」、5月15日・17日の代々木公園での「森林の市」に参加、「緑の地球展」を出展しました。

「緑の地球展」は、地球環境における熱帯林の果す貴重な役割、減少著しい熱帯林の実態、その原因、日本の海外林業協力の姿などをビデオに編集して放映したほかパネル展示を行なったものです。アトラクションとして熱帯果物の即売を行ない好評を博しました。

この「緑の地球展」に使用したパネル、ビデオ、スライドなどは希望があれば無料で貸出すこととなっていますのでお気軽にお申し込みください。

親子の「緑の地球教室」

夏休みに児童とその親約80人を多摩森林科学園に招待して「緑の地球教室」を8月5日に開催します。

実際の森林のなかで、森林の機能を勉強する「親子森林教室」を開くほか、楽しい自然との触れ合いを通して、森林について理解を深めてもらいます。文京区内の小学生を対象に参加者を募集する予定です。

評議委員会、理事会、事業運営委員会を開催

当センターでは、5月6日に評議委員会、5月7日に理事会を竹橋会館で、5月21日に事業運営委員会を林友ビルで開きました。各会合では、平成3年度事業実行報告、平成4年度事業計画および事業実施計画案の説明を行ない、審議の上了承されました。事業運営委員会出席者は以下の通りです。(敬称略)

宇津木嘉夫(国際協力事業団)、木方洋二(名古屋大学)、熊崎実(筑波大学)、小林富士男(日本林業技術協会)、中野利弘(オイスカ産業開発協力団)、名村二郎(海外林業コンサルタント協会)、伏見一明(日本林業技術協会)、松井光瑠(大日本山林会)。

森田学(京都文化短期大学)、森本泰次(日本製紙連合会)、三島征一(林野庁)、秋山智英(国際緑化推進センター)。

多様な森林造成技術開発調査委員会

6月3日、ブランドヒル市ケ谷にて、多様な森林造成技術開発調査委員会を開き、本年度の同調査の進め方について検討しました。

本年度は、広葉樹について国内および北米における調査を実施する予定で、調査方法、調査スケジュールなどが話し合われました。出席者は以下の各氏です。(敬称略)

赤井龍男(元京都大学)、安藤貴(岩手大学)、北村昌美(元山形大学)、小鹿勝利(北海道大学)、加藤亮助(国際緑化推進センター)、伊藤太一(京都大学)、本郷浩二(林野庁)。



緑の協力隊員募集

日本沙漠緑化実践協会では、引続

成基金に組入れさせていただき、当センターから植樹証明書を発行することとしました。すでに、4月と6月に2件のご協力があり合計3万6000円が届けられました。

東武百貨店、簡易包装で緑化協力

東武百貨店では、昨年のお歳暮時期に引続き、今年も6月18日から7

① NGO組織的活動促進

NGOを対象に、連絡会議の開催、技術情報の提供、国際会議参加支援

② 熱帯林保全民間活動促進

熱帯林保全造成などを行なっている民間企業などの連絡会議の開催、造林プロジェクト形成調査の実施等

4、熱帯林保全造成など技術研究開発事業

① 熱帯林再生技術開発促進事業
熱帯林再生技術研究組合と共同で実施

② 多様な森林造成技術開発調査
③ カーボン・シンク・プロジェクト推進調査事業

④ 海外森林酸性雨被害対策調査事業

センターの本年度事業実施計画

も継続したい意向だそうです。

住宅の柱1本ごとに熱帯林に植林を1本

埼玉県の建売り住宅販売会社、(株)埼玉住販(埼玉県越谷市・鷺巣正志社長)では、新規に住宅を建築される方と共同して熱帯地域での植林に協力するキャンペーンを開始しました。主旨に賛同された顧客に自宅建

昨年産声を上げた当センターも満1年を迎えました。組織的にも、財政基盤の面でも、これから確立していくという段階ですが、初年度の活動はそれなりに着実に展開されてきました。

一般の環境問題への関心はますます高まっていますが、FAOはその報告の中で、世界の森林資源の危機はいつそう進んでいると伝えています。こうした状況のなかで、センターは昨年展開したさまざまな事業環境調査をもとに、本年度はさらに実質的な行動開始へ向け、概要以下のような事業実施計画を実施する予定です。

1、国際林業協力人材育成事業

2、国際林業協力情報事業
「緑の地球」を6回、「熱帯林業」を3回発行、配付するほか、テキストを2種発行、配付

3、民間活動支援事業

センターの平成4年度主要事業の予算

(単位千円)

国際林業協力人材育成事業	35,466
国際林業協力情報事業	32,604
熱帯林保全造成民間活動促進事業	34,019
熱帯林保全造成等技術研究開発事業	224,995
国際緑化普及啓発事業	9,000



簡易包装のシールが貼られたお中元

月21日までの中元セールの間、簡易包装を通しての募金活動を展開しています。これは、依頼主の賛同を得られれば、簡易包装と完全包装との差額分を森林資源の保護育成にまわそうというものです。現在のところ、お届け品に関しては90%の賛同を得ています。



基金へのご協力

日本木材輸入協会が基金へ500万円寄付

日本木材輸入協会(谷口朗会長)から、当センターの基金へ500万円のご寄付をいただきました。これは、6月9日に開かれた同協会の総会で決定されたもので、同協会はITTOへ1000万円の寄付を4年連続実施しており、当協会への寄付

き中国への植林ボランティア「緑の協力隊」を募集していますが、派遣計画が一部変更されました。当初予定していた5、6、7次隊が取止めとなったため、以下繰り上がって、8月出発の8次隊予定が第5次隊として派遣されます。

今後の派遣計画(日程変更あり)
第5次隊 8月16日(日)〜25日(火)
第6次隊 9月13日(日)〜20日(日)
第7次隊 10月11日(日)〜18日(日)
詳細は、日本沙漠緑化実践協会まで。電話03(3248)0389
(担当:金井、木村)

国際緑化推進にご参加ください

第2巻第4号（隔月・奇数月発行）
平成4年7月15日発行

編集／緑の地球編集委員会 〒112 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
発行／財団法人国際緑化推進センター 電話 03（5689）3450 FAX 03（5689）3360
制作／印刷／映像メディア・コミュニケーションズ



個人賛助会員制度がスタートしました。

かけがえのない地球を「緑豊かな地球」として未来に引継いでいく——私どもの活動に積極的にご参加ください。当センターの賛助会員制度に、今年度から個人会員が発足しました。

- ◆会費：個人 1口 10,000円（毎年度）
法人 1口 100,000円（毎年度）
- ◆資格：個人、法人、法人以外の団体および地方公共団体

◆会員へのサービス：

会員は、国際林業協力を推進するための情報提供、当センターが発行する出版物、および各種のサービスを受けることができます。

◆入会のお申込み先

〒112 東京都文京区後楽1-7-12 林友ビル
財団法人 国際緑化推進センター
電話／03-5689-3450

◆会費ご送金の方法

下記の銀行口座へお振込みください。
三菱銀行 春日支店 普通口座 0496575
(財)国際緑化推進センター
理事長 秋山 智英

熱帯林は毎年1700万ヘクタールも減少しています。いま、世界中の人たちが力を合わせ、熱帯林の保全と造成に取り組むことが緊急に必要です。

財団法人国際緑化推進センターは、「熱帯林が提供する豊かな効用を未来にわたり持続的に享受していこう」との理念のもとに、熱帯林の保全・造成をはじめ国際緑化推進のため次のような事業に取り組んでおります。

- これからの国際林業を担う人材の育成と確保
- 海外の森林、林業などに関する技術・情報の収集
- 民間団体などの方たちが行なう国際林業協力活動に対する支援
- 国際緑化に関する普及啓発および国際林業に携わる人たちの交流活動の推進
- 海外への植樹活動へのご相談、ご協力

これら国際緑化推進センターの事業へ、国民のみなさん、民間団体、企業などのご協力をお願いしております。

財団法人 国際緑化推進センター